

令和5年9月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和5年9月21日・25日

場 所 第3委員会室

令和5年9月21日(木曜日)

委員 井本英雄

午前10時6分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正
予算(第3号)

○議案第5号 地方警察職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部を改正する条
例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団宮崎県暴力追放センター
- ・家庭教育を支援するための施策の実績(令和
4年度)について

○その他報告事項

- ・令和5年台風第6号による被害状況について
- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の報告書について
- ・第47回全国高等学校総合文化祭の結果につい
て
- ・令和5年度全国中学校体育大会の結果につい
て
- ・令和5年度全国高等学校総合体育大会の結果
について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員	長	山内	佳菜子
副委員	長	山内	いっとく
委員		西村	賢
委員		日高	陽一
委員		前屋敷	恵美
委員		齊藤	了介

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居	秀一
警務部長	奈良	文代
警務部参事官兼 首席監察官	山崎	猛
生活安全部長	迎	修二
刑事部長	三原	健
交通部長	湯浅	晴之
警備部長	久留米	英樹
警務部参事官兼 会計課長	黒木	真二
警務部参事官兼 警務課長	日高	貴
警務部参事官兼 総合管理課長	神村	守人
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	室屋	利春
総務課長	杉村	昌俊
生活環境課長	田中	宏光
サイバー犯罪対策課長	小野	哲也
交通規制課長	岩田	浩幸
運転免許課長	池田	健二

企業局

企業局長	井手	義哉
副局長 (総括)	山下	栄次
副局長 (技術)	有馬	誠
技監	宮田	晃尚
総務課長	伊豆	雅広
経営企画室長	山元	孝訓

工務管理課長	丹山 竜一郎
施設保全課長	松生 晃
発電設備課長	日高 誠
総合制御課長	小野 一彦

教育委員会

教 育 長	黒木 淳一郎
副 教 育 長	小牧 直 裕
教 育 次 長 (教育政策担当)	奥村 昌 美
教 育 次 長 (教育振興担当)	佐々木 孝 弘
教育政策課長	久保 範 通
財務福利課長	畑中 道 一
育英資金室長	唐仁原 博
高校教育課長	間曾 妙 子
義務教育課長	田中 幸 一
特別支援教育課長	横山 貢 一
教 職 員 課 長	大山 和 彦
生涯学習課長	猪野 貴 一
スポーツ振興課長	木宮 浩 二
文化財課長	長友 由美子
人権同和教育課長	永井 敬 雄
図 書 館 長	平山 文 春
美術館副館長	梅田 一 明
総合博物館長	松野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒田 真 紀
政策調査課主査	西尾 明

○山内委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付しております条例案に対する意見についてを御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に5名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 警察本部長の平居でございます。

本会議場におきまして、着任に当たっての所信を述べさせていただきましたが、改めまして、県民の皆様が安心して暮らせるよう、良好な治安の確保に最大限努力してまいりたい所存でございますので、山内委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで、警察本部執行部職員1名の異動がございますので、紹介させていただきます。

7月13日付で警務部長に着任しました奈良警視正でございます。

それでは、本日御審議いただきます議案が1件、報告事項が2件ございます。

まず、議案につきましては、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

次に、報告事項につきまして、1つ目は県警車両による交通事故に関し損害賠償額を定めたことについて、2つ目は警察本部が所管する公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○山内委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の3ページを御覧ください。

今回、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置づけが5類感染症に改められたことに伴いまして、関係規定の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、資料に記載してあります新旧対照表のとおり、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例を、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対応するための手当の特例に改

めるものであります。

防疫等作業手当は、新型コロナウイルス感染症にかかっている被留置者等に係る作業に従事した場合に支給される特殊勤務手当であります。新型コロナウイルス感染症の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類感染症相当）から、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に改められたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例については廃止いたします。

一方、新型コロナウイルス感染症の位置づけは5類感染症に改められましたが、今後、感染力が強く重症化リスクの高い新型コロナウイルス感染症の変異株が出現し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められた場合は、再び新型インフルエンザ等感染症に改められることが予想されますので、その際に特殊勤務手当の支給ができるよう、国の規定に準じて特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対応するための手当の特例を定めるものであります。

支給額につきましては、4,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて公安委員会が定める額といたしておりますが、これも国の規定に準じたものであります。

新型コロナウイルス感染症に係る規定の改正につきましては、知事部局も職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を本定例会に上程しておりますが、改正の内容はそれと同様になります。

最後に施行期日についてであります。改正条例案が承認されれば、公布の日から施行することといたします。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 改正後の附則の6号に「それぞれの作業に応じて」と記載があるんですけど、具体的にどんな作業があるのか教えてください。

○奈良警務部長 改正前の基準でありますと、感染症に感染している被留置人の護送や、その者の使用した部屋等の清掃といった防疫作業ごとに手当の金額が定められるものと思われませんが、新たなものについては、現時点では、国の基準等が定められていないところであります。

○山内委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料の4ページをお開きください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、交通事故2件であります。

それでは、1件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、小林警察署の警察官が、令和4年10月3日午前6時50分頃、同乗者を乗せて小林市内の国道を走行中、右方にある駐車場に進入するため、走行する右隣の車線に流入しようとしたところ、同車線を走行していた相手方車両左前部と自車右前部が衝突したものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認、相手側の左方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が90%、相手方が10%になっております。

この事故で相手方は頸椎捻挫のけががありましたので、治療費や慰謝料の人身損害賠償として67万7,305円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、車両の修理費として23万8,620円を県警の任意保険から支出しており、人身損害と物件損害の賠償額合計は91万5,925円になります。

公用車については、修理費として29万2,832円を県費から支出しております。

次に、2件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和5年3月18日午後1時50分頃、宮崎市内の市道において、運転中の二輪車を方向転回させる際、民家駐車場の砂利上で自車を滑走させてしまい、同駐車場に無人駐車中の相手方車両前部に自車左前部を衝突させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の運転操作不適の過失によるもので、相手方車両は無人駐車中であり、過失割合は、県側が100%、相手側がゼロ%になっております。

この事故の物件損害については、車両の修理費として23万6,000円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な損傷はありませんでした。

県警では、引き続き、交通事故発生状況の分析結果等に関する資料を発出して、それらの資料を活用した各所属幹部による指導教養を随時行うとともに、交通事故を起こした職員に対する教養や実技指導を行う運転技能講習会を開催するなどして、交通事故防止対策に取り組んでまいります。

○三原刑事部長 それでは、県が出資する法人等の経営状況について、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況を御報告いたします。

まず、「令和5年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」の127ページをお開きください。

それでは、まずは宮崎県暴力追放センターの令和4年度の事業報告について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてでございます。

令和4年度は、暴力追放のための広報啓発活動と暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力排除活動の活性化を図ったところでございます。

次に、2の事業実績についてでございます。

令和4年度におきましては、報告書の127ページから131ページの表のとおり実施をしているところでございます。

まず、事業名(1)、「暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業」につきましては、相談・助言事業と少年保護活動事業と暴力団離脱更生促進事業と被害者救済事業の4つの事業に取り組んでおります。

次に、128ページの事業名(2)、「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業」につきましては、広報啓発事業、民間暴力団排除団体等への支援事業、少年指導委員に対する研修事業、不当要求情報管理機関への支援事業、調査・研究活動事業、不当要求防止責任者講習等事業の6つの事業に取り組んでまいりました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、「令和5年度宮崎県出資法人等経営評価報告書」により御説明いたします。

報告書の179ページをお開きください。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、平成4年4月1日に設立されております。

総出資額4億9,500万円が、法人の基本財産となります。このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

次に、県の財政支出について御説明いたします。

令和4年度の財政支出は、主な県財政支出の内容の欄、①の事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料986万8,000円のみでございます。この委託料につきましては、不当要求防止責任者講習等事業の事業費用となります。

この事業は、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施をしている事業で、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会などを行うものでございます。令和4年度は、県内13地区におきまして30回の講習を実施しており、1,098名の方に受講していただいております。

次に、実施事業であります。

これは、さきに説明いたしました「令和4年度事業報告書」の2の事業実績と同じ内容となります。

次に、活動指標についてでございます。

暴力追放センターの利用状況等を知るための活動指標といたしまして、3項目を掲げております。

まず、①の暴力相談受理件数につきましては、年間で303件の相談を受理しております。その中で最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会でありまして、255件、全体の約84%を占めて

おります。

次に、②の研修会参加数については、県内における年間の不当要求防止責任者講習会と、事業所などに対する暴力団対策研修会の参加人数となります。

次に、③のホームページアクセス数につきましては、県民の皆様の暴力追放センターへの認知度を表す指標として掲げているものでございます。

これらの活動指標の達成度は、この経営評価報告書に記載のとおりでございます。

次に、財務状況についてでございます。

報告書の180ページをお開きください。この一番上の左側の表、正味財産増減計算書の令和4年度の欄を御覧ください。この正味財産と申しますのは、資産から負債を差し引いた純資産のことをいいます。

その中で、令和4年度の収入に当たる経常収益から、支出に当たる経常費用を差し引いた当期経常増減額がマイナス20万6,000円となっております。

次に、指定正味財産の増減について説明いたします。

令和4年度は、指定正味財産期首残高が5億300万円、指定正味財産期末残高が5億322万1,000円でありまして、22万1,000円の増額となっております。

次に、正味財産期末残高の5億1,074万6,000円は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計額となります。

次に、財務状況の右側の貸借対照表に記載されている令和4年度の欄を御覧ください。

資産は、合計額が5億2,362万3,000円、負債は1,287万7,000円となっております。

次に、財務指標についてでございますが、①

の自己収入比率は、目標値60%に対しまして、実績値は48.5%でしたので、達成度は80.8%でございました。

今後も、自己収入比率の向上に向けて、賛助会費、寄附金の拡大等を推進いたしまして、目標値の達成に向けて努力するよう、指導してまいります。

②の管理比率は、目標値30%に対しまして、実績値は22.8%でしたので、達成度は124%となりました。管理費の割合を目標値よりも低く抑えることができましたが、今後とも、引き続き管理費の節減に努めてまいりたいと考えております。

最後に、総合評価についてでございます。

県の評価は、活動内容については、「コロナ禍の影響による参加人数制限のために、研修会参加数が目標値を下回ったが、広い講習会場等の確保に努め、前年度と同回数程度の講習や研修会を開催して、前年度の研修会参加人数を大きく上回ったことは評価できる」とされております。

一方、財政内容につきましては、「低金利の影響で運用収入が低迷して、自己収入比率が目標値を下回っていることから、賛助会費の増加など自己収入の確保に向けた取組が必要である」とされております。

続きまして、令和5年度の事業計画について御説明をいたします。

報告書の136ページをお開きください。

まず、1の事業概要についてでございます。

本年度においても、広報啓発活動、民間や自治体の暴力排除活動の支援、暴力相談事業等を推進することとしております。

2の事業計画についてでございます。

本年度も令和4年度と同様、暴力団員等によ

る不当な要求行為の被害者に対する支援事業及び暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業を推進していくこととしております。

次に、3の収支予算書についてでございます。

報告書の138ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明いたします。

(1)の経常収益は、合計2,418万4,000円となっております。

一方、(2)の経常費用は、次の139ページに移りまして、合計が2,623万円となっております。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について、説明いたします。

令和5年度の基本財産運用益453万2,000円は、センターの事業運営に充てられる一般正味財産に振り替えますので、基本財産の増額はなく、4億9,500万円のままとっております。

指定正味財産期末残高は、5億314万7,000円であり、一般正味財産期末残高の532万8,000円を加えた5億847万5,000円が令和5年度の正味財産期末残高となります。

なお、令和5年度の事業計画は今年3月の理事会で、令和4年度の事業実績につきましては今年の5月の理事会及び6月の評議員会においてそれぞれ承認いただいております。

宮崎県暴力追放センターの経営状況の報告は以上となりますが、最後に、暴力団情勢について簡単に御説明させていただきます。

まず、全国の暴力団情勢にありましては、六代目山口組の分裂に伴います対立抗争が激化して、令和2年1月に六代目山口組と神戸山口組が、そして令和4年12月には六代目山口組と池田組が特定抗争指定団体に指定されましたが、その後も対立抗争が継続し、予断を許さない状況にございます。

また、県内にありましても、今年8月末現在で暴力団組織としては16組織、構成員等約130名を把握しておりますが、県内におきましても、近年、上部団体の対立抗争に起因すると見られます事件が散発的に発生している状況にありまして、県警におきましては、所要の警戒、視察、また取締りを強化して、県民の安全安心の確保を図っているところでございます。

このような情勢でありますので、宮崎県暴力追放センターの役割は非常に重要と言えますが、事業を継続するに当たりまして、経費削減を図りつつ予算を効率的に運用しながら、「宮崎県暴力団排除条例」と連動した暴力団排除活動等を、官民一体となって積極的に実施していくよう指導してまいります。

今後とも、委員長をはじめ委員の皆様に対しまして、宮崎県暴力追放センターの御理解と御協力を賜りますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○齊藤委員 報告書の179ページの下的活動指標の御説明の中で、暴力相談受理件数の実績値303件の内訳について、部長から具体的に御説明をいただいたんですけども、もう一度説明していただいていいですか。

○三原刑事部長 303件は、令和4年度に暴力相談として受けた全体数でありまして、そのうち255件が、いわゆる暴力団の該当性——例えば、各企業の条項に、仕事の契約をするに当たって暴力団は排除するというような規定があって、社内のコンプライアンスを守るために、新たな契約先が暴力団員かどうか、暴力追放センターに照会してもらうことになっており、その件数が255件、約84%を占めているということござ

います。

○日高委員 暴力団は16組織、130名ということですが、ここ数年を比べると減少している状況でしょうか。

○三原刑事部長 基本的に絶対数は変わっていません。ただ、先ほど申しましたとおり、宮崎県内でも、六代目山口組配下の者と、池田組の配下の者がしのぎ合っている状況にございまして、いわゆる昔の戦国時代の国盗り合戦ではないですけれども、1名で組組織——1名組長の組を立てたりということで、16組織と組織数は増えているんですけれども、130人という人数は、どちらかというとなん年々減少している状況にございまして。

○日高委員 丸山組の組長も高齢という話も伺っています。今の時代、高齢化で人材不足という状況ですが、暴力団組織もそういう状況なのではないでしょうか。

○三原刑事部長 暴力団員の年齢の統計を取って、高齢化の状況を把握しているわけではありませんが、暴力団離れは進んでおります。若い世代の気持ちとしては組織に縛られたくないと言いますか——暴力団といっても固い組織で、決まりで縛られておりますので、そういったところから離れて、いろんな形で犯罪グループとして暗躍しているのが実情であります。

我々県警としましても、暴力団の把握に加えて、準暴力団——暴力団ほど組織的にはっきりはしていませんけれども——という認定の程度にございまして。さらにその準暴力団にも属さない、自由に何か悪いことをしようという意思で連れ立ったいろいろなグループがいることも治安の悪化につながっているため、今年からですけれども、そういった犯罪グループの把握まで、部の垣根を越えて、特に力を入れて取り組

んでいるところでございまして。

○日高委員 学校のいじめは少なくなっていると思うのですが、不登校が多いというのは、子どもたちが心のよりどころがなくして犯罪に手をかけるというか、若者がそういう部分に入っていくように、ぜひ目を光らせていただきたいと思います。

○西村委員 関連して、暴力団の下部組織というか、例えば暴走族とか、若い人たちが高校にも行かず集まったようなグループとか、昔は結構散見されたけれども、しばらく大分いなくなってきたかと思っていたのですが、この夏、暴走行為を結構見たんです。昔みたいに何十台とかではなく、数台が夜になると走ってくるのを見て、騒音がうるさいとか、夜眠れないとか相談を受けることがあったんですけれども、そういった人たちは、暴力団の予備隊みたいなものにカウントされないのですよね。

○三原刑事部長 先ほど申しましたとおり、暴走族、もしくは暴走族でなくても一緒に連れ立ってたむろしてバイクを走らせるなど、いろんな形のグループにございまして。暴力団関係者がそのグループに入れて面倒を見ながら、自分の子分のように使って手懐けるといったところも推測されますので、そこも含めまして、——間違いなく暴力団の下部組織として認定するのは作業があると思うんですけれども、県内にどんな暴走族や非行グループがいるのか、暴力団を担当する組織犯罪対策課に、情報を全部集約するようなシステムを構築して、部の垣根を越えて、把握を進めているところでございまして。

○西村委員 日高委員も言われたように、そういったところが最初の第一歩になって、顔見知りになっていって、いつの間にか持ちつ持たれつ関係になってということが過去にはかなり

あったと思うのですけれども、今でもまだ完全に根絶やしにはなっていないのだとすごく感じます。

交番勤務の方が声かけをすとか、目配せをしていただくのが第一歩を踏み込まないために重要だと思いますので、ぜひお願いします。

○井本委員 相談件数は、市町村ではどこが一番多いですか。宮崎市ですか。

○三原刑事部長 人口の多い宮崎市が一番多い状況でございます。また、企業が多いところが多いので、宮崎市が一番多いです。

○井本委員 延岡市はどうですか。

○三原刑事部長 つい最近、延岡市も組員1名の組が3つほどできたということもございました。

延岡市では、「みかじめ料の縁切り同盟」というのを設立していただき、暴力団排除の機運が非常に高まっているところです。

具体的な情報件数については、センターから詳細の内訳を出せないということで今資料がございませんので、差し控えさせていただきますけれども、ただ、宮崎市、都城市に次いで、延岡市も暴力団排除活動を積極的に推進していただいているところでございます。

○井本委員 分かりました。－504字削除－

○三原刑事部長 今、井本議員が言われたような情報については、最近は耳にしていないところでございます。確かに私の記憶でも昔は砂利とかシラスとか、そのときに金になるものに目ざとく目をつけて、そこに暴力団が介入するというのが構図の一つとしてあったんですけれども、ただ、この暴力追放センターもしかりですが、委員も先ほど言われたとおり、昔ほどはなくて、暴力団関係者が相手とする被害側もどちらかというとグレーな仕事、グレーな職業と申

しますか。現在、各企業は不法要求行為に対して断る責任者を持っているんですけれども、県下でも3,777企業という多くの企業が会員になっていただいておりますので、暴力団追放の機運というのが浸透しております、今はどこが砂利を持っていくか私も分かりませんけれども、そういった企業、事業があったとしても、暴力団が参入する隙間がないのかなと。そして、あったとしても、我々警察と、市民、県民の方が一緒になって、監視の目で、そういう状況が見られたときにはすぐに情報を寄せていただいて、そうすると、県警も一番に事件化を考えて対応してますので、昔ほどはないかと考えております。

○井本委員 話はちょっとあれだけれども、砂利業者を昔のように復活させろというような相談はないものですか。

○三原刑事部長 県警、もしくは暴力追放センターに関しましては、そういった砂利業者を復活させてもらいたいというような相談はあっておりません。

○井本委員 国家的規模でもないのでしょうか。本部長、そういうのは分からないですか。

あれは、国が全部でぱっと決めたと思うのです。国の、恐らく建設省辺りが警察と相談して、全国的に砂利業者をやめてしまったんです。そのとき恐らく国の規模で、法律で一斉にやってしまったと思うんです。ですから、恐らく国にそういう相談はないものかなと思ってですね。暴力団がぼちぼち昔ほどではないし、実際、砂利を処理するのに困るんですよ。処理業者がいると、砂利業者は買い取るところも自分たちで見つけて、全部処理していたわけです。だから彼らに任せると全部うまくいった。

ただ、暴力団が入り込んだというのはよくな

かった。その辺りは、国家的規模で何とかならないのかなと思うんです。

○三原刑事部長 もしよければ、今先ほども申したとおり、砂利業者にまつわる暴力団絡みの相談は認知しておりませんが、確かに過去にそういった話も見聞きしておりますので、時間をいただいて、経緯から見させていただいて確認をして、個別に御報告ということでよろしいでしょうか。

○井本委員 はい。

○前屋敷委員 暴力団からの不当な要求に応じないための地域での研修、講習会をずっと広げておられて、前年度よりかなり積極的な取組がなされたと評価されていますが、13地区、30回で1,098人というのは、コロナ禍以前に近づいている数ですか。

○三原刑事部長 ほぼ近づいております。本当に申し訳ないんですけども、コロナの時期は、こちらからお願いをして人数を制限した部分がございます。令和4年度は、令和元年と変わらない数になってきております。

○前屋敷委員 大事なことだと思うのです。毅然としてその要求に応じないためには、知識をしっかり得ることが必要ですし、地域の連帯もないと、応じることを拒否することになかなかつながりませんので、13地区ということですが、もう少しきめ細かな対応で、多くの方々が講習に参加して、確固たる意思を持てるように、ぜひ御努力してほしいと思います。

それから、報告書の138ページの収支予算書ですけれども、受取会費の中に、賛助会員受取会費というのがありますけれども、賛助会員というのはどういう方々がなられているのか、御説明ください。

○三原刑事部長 賛助会員は、法人会員と個人

会員の2種類がございます。法人会員は、責任者を置いているような企業が大半で、317事業者となっています。個人会員は16名で、警察官OBとか、暴力団排除に関心、理解いただいている方が入っております。

それから、会費を頂いております。法人会員が一口1万円、個人会員が一口5,000円で、口数から約560万円の会費を見込んでいるところでございます。先ほども申し上げたとおり、自己収入費を確保するためにも会員になっていただきたいということで、暴力追放の必要性を訴えながら、会員を少しでも増やそうとしているところでございます。

○山内副委員長 先ほど日高委員の質疑の中で、暴力団員数130人というのは、近年はあまり変化がないような話だったと思いますが、過去と比べると大分減っているような話もあったと思います。また、説明ではグレー的なグループもあって見えなくなってきた部分もあるのかなと思いましたが、暴力追放センターが設立されてから約30年ということで、当初と比べてどれくらい激減しているか分かれば教えてください。

○三原刑事部長 ここ数年は、ほぼ維持しているような状態でございます。

平成4年当時は資料がございませんけれども、平成30年頃は180名ぐらいおり、令和3年からは130名ですので、平成30年からすると50名ほど減っています。高齢のために亡くなった暴力団もおるでしょうし、実際に組抜けした暴力団もおると思います。

○日高委員 先ほど1名の組が3つできた刑事部長がおっしゃっていましたが、警察に「つくりました」と申請するわけでもないでしょうし、どういうふうに把握するものですか。

○三原刑事部長 本庁と全国統一していますが、

犯罪や暴力行為を繰り返した団体で、ほぼピラミッド型になっているような組織があって、事件や情報によって認定できれば、こちらが組として把握するという状況でございます。何とか組と自認するものもでございます。

○平居警察本部長 補足させていただきますと、暴力団の組長と組員が親子の杯を交わすと、子供になったほうの組員は、新たに組を立ち上げる資格が得られます。そこで組を立ち上げるんですけれども、その配下の組員を募ることができない場合に、一人組長の組のままになってしまうというのが一人組長の組ということです。

○井本委員 それは、暴力団として指定するのですか。

○平居警察本部長 暴力団は、全国組織の一番トップを指定することになるんです。ですからその傘下の団体を個別に指定するわけではなく、例えば、トップの六代目山口組を指定することによって、その傘下の組全てが指定の対象になるということです。

○山内委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 最後に、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時59分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に5人の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長に概要説明を求めます。

○井手企業局長 7月の県内調査におきましては、山内委員長をはじめ、委員の皆様方には、猿瀬発電所及び渡川発電所を御視察いただきました。誠にありがとうございました。

お手元の資料2ページをお開きください。

今回、企業局は議案はございませんが、その他報告事項といたしまして、令和5年台風第6号による被害状況について御報告させていただきます。

7月に御視察いただきました猿瀬発電所も含まれております。詳細につきまして、担当課長及び室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○松生施設保全課長 委員会資料の3ページをお開きください。

1の電気事業の被害状況について説明します。

まず、特に被害の大きかった猿瀬発電所のゴム堰の破損について説明します。

①の被害状況としましては、ゴム堰が河川の横断方向の27.5メートル、全面にわたって破損しております。破損した原因としては、転石・流木等の河川流下物がゴム堰に激しく衝突したことによる影響が想定されます。

②の今後の対応ですが、復旧には相当な費用と期間が必要となる見込みであり、復旧費用及び河川利用者への影響等を総合的に検討した上で、今後の対応について判断したいと考えております。

③に参考としまして、平成16年に設置した際

の費用を上げております。

写真につきましては、一番左が被災前のゴム堰を膨らませている状態です。真ん中は、写真上部の左岸側から写真下側の右岸側まで、赤破線の場所で破断し、袋体がめくれた状態です。右の写真は左岸側から撮影したもので、右側が上流となっております。

次のページを御覧ください。

(2)のその他の施設の被害ですが、祝子発電所の取水口と放水口に土砂が堆積しており、現在、復旧作業中で、概算復旧費用は約2,600万円を見込んでおります。

綾第二発電所、上祝子発電所につきましても、取水口などに土砂が堆積する被害が出ましたが、復旧作業は完了しております。

また、綾北ダムへ電気を送る綾北ダム線は、倒木により停電する被害が発生しましたが、こちらも復旧作業は完了しております。

表の下にある写真を御覧ください。

一番左が祝子ダムの写真で、赤枠の位置に祝子発電所の取水口があります。土砂に埋まっている状況です。真ん中の写真は、祝子発電所放水口の被害後の写真で、赤枠で囲まれた部分が土砂に埋まっています。右の写真は、復旧後の写真になります。

(3)の電気事業における減収額については、これまで説明いたしました被害のため、発電を停止したことによって生じる減収でありまして、8月末現在で約2,200万円を見込んでおります。

○山元経営企画室長 委員会資料の5ページを御覧ください。

2の地域振興事業の被害状況についてであります。

(1)一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖についてでございます。

①の被害状況ですが、一ツ瀬川の水位上昇により、ゴルフ場のコースが全面冠水いたしました。

②の一時閉鎖の状況であります。

青く色づけしている部分について、インコース、アウトコースともに8月8日から大雨のため臨時休業し、15日までの8日間にわたり、全面閉鎖を行いました。

復旧作業は比較的被害が小さかったアウトコースを優先して行い、8月16日からアウトコースの9ホールで営業再開し、8月24日から全面営業となっております。

復旧作業内容は、コース内に流入した土砂・流木の除去、流出したバンカーの砂入れ等を行っております。そのときの写真を掲載しております。左側が8月9日のコース冠水状況で、右側が土砂の除去作業の様子であります。

③の被害額であります。復旧費用は約280万円で、クローズした8日間における減収額、過去5年間の同時期の実績から約80万円と見込んでおります。

④のコース冠水への事前対策であります。コースの冠水が予想される場合には、被害を最小限に抑えるため、テントの天幕やバンカーレーキなど移設可能な設備や仮設トイレ等を事前にサービスセンターへ搬出するほか、復旧作業のための機材、人員体制の速やかな確保を図っております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○齊藤委員 2の地域振興事業の被害状況の件で、一ツ瀬川県民ゴルフ場は、この間の台風クラスでも、こういうふうには水害に遭うようなゴルフ場なのですか。

○山元経営企画室長 一ツ瀬川県民ゴルフ場に

つきましては、河川敷にございまして、ある程度大雨が降ると、冠水の被害を受けます。

○齊藤委員 その頻度ですけれども、この間の台風6号程度の規模のものは、何年か置きに来ていると思いますけれども、そのたびにこんな状況になるのですか。

○山元経営企画室長 台風によりましても——風台風というのもございまして、ある程度雨量が多い場合には、冠水の被害を受けるということをございます。

○日高委員 ゴム堰は、私たちも見せていただいて、本当すばらしいものでした。災害があるたびに、こういう状況になるとよくないと思っていますけれども、今後、流木が流れてこない対策とか、どういう対策を練っていかれるのかお聞きします。

○松生施設保全課長 今回、小林市内にも相当な雨が降ったため、相当な流量があったのですが、上流から流れてくる流木等を防ぐのは、なかなか難しいとっております。

今回破れた原因としまして、ゴム堰はある程度の水量になると危ないですから、ゴムの中の空気を抜いて倒伏させるのですが、倒伏させたところにも石が流れてきたり、流木等が流れてきたりすることがあります。

それで破れたということになっているのですが、今後の対応としましては、そういった可能性を低くするような手だてを取っていかなければならないと考えております。

○井手企業局長 補足させていただきます。

今回の破損の原因が転石、あるいは流木によるものかどうかというのは、あくまで想定でございまして、まだ判明しておりません。

私も現場に行きましたけれども、どこから破れたのかということすら、原因をつかむのはな

かなか難しいとっております。

ここでは、ゴム堰の破損の原因としてよく考えられる事例として、転石・流木を記載しております。ほかに破れる原因はなかなか思いつかないというのが、専門家の意見ではないかと思っております。

もともとゴム堰は、そういうリスクが考えられる中で、実際に現場で使用されておりますことから、それほど頻繁に破れるものではないと判断して、設置していたわけですけれども、今回の雨が非常に強かった、水量が多かった、流速も速かったということが、一つの原因ではないかと企業局としては考えております。

流木・転石に対する対応策としては、ゴム厚を厚くしたり、もしくは当たりそうなところにカバーとしてさらにゴムを貼り付けるといった対策はあると、物の本には載っておりますけれども、もう一度、原因と岩瀬川の流量等から判断した上で、対応策を考えていかなければならないと考えております。

○日高委員 毎週のように線状降水帯ができるような状況なので、雨量を考えると、ぜひ対策をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○山内副委員長 関連ですけれども、写真を見ますと、赤い破線の位置できれいに破断しているので、流木とかよりも、その右側の写真にある金属が原因かなと思えました。原因について詳しくは分からないということでしたが、今後、復旧費用等をしっかり見ていかないと、大きな損失になると思えます。

設置してからまだ20年たっていないということですが、設置当初はゴム堰について、耐用年数としてどれぐらい使用できると見込んでいたのか、教えてください。

○松生施設保全課長 通常30年以上もつと言わ

れていますので、当初は20～30年以上もつと考
えておりましたが、劣化の進行速度というのは、
急流河川であったりとか、転石の多い箇所とか
高温環境、使用環境によって大きく変わって
くると言われておまして、猿瀬発電所の場合、
流れの面では非常に厳しい設置箇所であると言
えます。

あと、このメーカーであるブリヂストンは、
現在は撤退しているのですが、ホームページに
は、20年を超えたゴム堰は交換を推奨しますと
いったことも載っておりました。

○前屋敷委員 今、ブリヂストンタイヤが撤退
しているとお聞きしましたが、復旧するめどが
まだ立っていない状況ですけれども、現状を回
復して、ゴム堰にする場合、代わって対応がで
きるところがあるのか、そこもまだ検討中なの
か聞かせていただけますか。

○松生施設保全課長 このようなゴム袋体の堰
を造られている会社は、何社かございますので、
どのような形がいいのか、もしくはゴムでない
形はどういうものがあるのか、専門家の意見を
踏まえながら、今後方向性を検討してまいりた
いと思っております。

○前屋敷委員 引き続き、同じ形で復旧させる
のか、これに代わるもので対応するのも含め
て、これから検討ということになるわけですね。
分かりました。

○山内委員長 それでは、その他で何かありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって企業局
を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に、5人の傍聴の申出がありま
したので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等
の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終
了した後をお願いいたします。

○黒木教育長 お手元の常任委員会資料の目次
を御覧ください。今回、御審議いただきます議
案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計
補正予算（第3号）」についてであります。

次に、報告事項といたしまして、損害賠償額
を定めたことについて、家庭教育を支援するた
めの施策の実績（令和4年度）について御説明
申し上げます。さらに、その他報告事項といた
しまして、教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の報告書についてなど、計
4件を御報告させていただきます。

それではまず、予算議案について御説明申し
上げます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正
予算（第3号）」についてであります。表に太線
で囲んであるところが3か所ございますが、そ
の一番上、一般会計の合計の欄を御覧ください。
今回、1億9,538万4,000円の増額補正をお願
いするものであります。

次に委員会資料4ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。（1）の追
加につきましては、「高等特別支援学校整備事業」
におきまして、令和5年度基本設計と令和6年
度実施設計を1つの契約とすることにより、年
度をまたぐ契約となることから、債務負担行為

の追加をお願い申し上げます。
また、(2)の変更につきましては、県ライフル射撃競技場の整備につきまして、法令に基づく新たな整備が必要となったことや、資材価格等の高騰により工事費が増加していることなどから、債務負担行為の増額変更をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。その他の項目につきましては、引き続き関係課長が説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○畑中財務福利課長 委員会資料の5ページをお開きください。1段目にありますとおり、財務福利課の補正予算額は、1億5,538万4,000円の増額をお願いしております。

委員会資料6ページを御覧ください。

上から5段目にあります(事項)維持管理費であります。その下の説明1、営繕費として1億5,538万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、その内容について御説明いたします。委員会資料7ページを御覧ください。

「県立高校等環境改善事業」であります。事業の目的ですが、県立高校等において、和式便器の洋式化及び老朽化した空調設備の更新を行い、学校施設の環境改善を図るものであります。

(1)の事業内容についてですが、①、トイレの洋式化につきましては6,195万円で、26校、計177基を対象として、洋式便器への改修を行うものであります。②、空調設備の更新につきましては、9,343万4,000円で、31校、計34室を対象として、保健室や図書室など、生徒が使用する室の空調設備のうち、設置後20年を経過したものについて、緊急に更新を行うものであ

ります。

(3)の成果指標であります。生徒用のトイレの洋式化率が令和4年度末で64.0%であるのに対し、本事業の実施により、本年度末には約70%まで上昇する見込みであります。なお、特別支援学校の生徒用トイレの洋式化率については、現在99%となっており、必要な和式トイレを除いて整備は完了しております。

○木宮スポーツ振興課長 委員会資料の8ページをお願いいたします。スポーツ振興課の補正予算額は4,000万円の増額をお願いしております。

委員会資料の9ページを御覧ください。

上から5段目にあります(事項)スポーツ施設管理費の運動公園施設改修事業として4,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、委員会資料の10ページをお願いいたします。

事業の目的ですが、プロスポーツキャンプ等の受入れや、施設利用者の安全性を確保するため、県有スポーツ施設の環境を整備し、スポーツランド宮崎の推進に不可欠な中核施設としての機能を維持することを目的として実施するものであります。

次に、事業の概要の(1)、事業内容ですが、主なものとしましては、県総合運動公園のひなたサンマリスタジアムにおいて、スコアボードやトイレ等が経年劣化により不具合が生じておりますので、設備等の改修を行うものであります。

最後に(3)、補正理由ですが、施設の老朽化に伴い、キャンプの受入れ体制の整備や、観客を含む利用者の安全性を確保するために、緊急的に対策を講じる必要があるため、それらの施設・設備の改修に係る増額を行うものであ

ります。今後もプロスポーツキャンプの円滑な受入れや、利用者の安全性・利便性を確保するため、必要な改修を確実に実施してまいりたいと考えております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○西村委員 学校の環境改善事業について、空調設備の更新を34部屋、9,343万円、計算するとざっと1部屋当たり270万円ぐらいになります。今、物価が上がっているから、このぐらいかかるのかもしれないですけども、相当な工事が必要だとは思いますが、このぐらいかかるものなのでしょうか。

もう一つ、いろんな学校が、空き教室をたくさん抱えていると思うのですが、教室の効率的な活用という意味で、空調を整備した部屋をなるべく活用しようと有効的な活用がなされていっているのでしょうか。あの部屋には空調がまだついていないからつけていこうと、どんどんやっていくのはいかがなものかなと思いますので、その2点をお伺いします。

○畑中財務福利課長 まず、料金ですけども、空調の単価というのがございまして、文部科学省で定められている単価がございまして、令和5年度の空調単価については、平方メートル単価が2万7,400円となっております、この数字で算定をしているところでございます。

もう一つ、空き教室と空調設備の状況ですけども、生徒の活用が非常に多いところを重点的に整備することにしており、まだ整備が進んでいないところもありますけれども、学校と協議し、老朽化や生徒の活用の状況を勘案しながら、整備を進めている状況でございます。

○西村委員 分かりました。

○山内副委員長 関連して、設置後20年を経過

したもののについて更新するのであれば、計画的に行い、当初予算に計上するのが本来ではないかと思うのですが、なぜ緊急的に更新を行うことになったのか教えてください。

○畑中財務福利課長 計画的な整備については、毎年、学校に配分している既定予算というのがありまして、その中で進めているのですが、今回、生徒の安全安心、緊急性を考慮しまして、ここで計上させていただいたということでございます。

○山内副委員長 今言われた緊急性というのは、何をもって緊急としたのかお聞きします。

○畑中財務福利課長 先ほど、言葉が足りませんでした。こういう暑い状況が続いている中、こちらから関係課と話を進め、生徒の安全安心のため緊急性があると、計上に至ったということになります。

○山内副委員長 他県では、体育館で熱中症のため死亡というようなことがあったので、せめて教室では、そういう事故が起こらないように、来年の夏に間に合うようにということで、今回計上したという理解でよろしいですか。

○畑中財務福利課長 はい、そういうことになります。

○前屋敷委員 トイレについてお伺いしたいのですが、26校で177基を洋式化することですが、この26校は、今回、洋式化することで100%完了となるのですか。

○畑中財務福利課長 これによって、100%になるということではないです。

○前屋敷委員 この26校は、今回、洋式化しても、それぞれの学校の洋式化率は70%ということですか。

○畑中財務福利課長 各学校の状況を申しますと、結構ばらつきがございまして、100%になっ

ている学校もございます。一方では50%を切るような学校もありまして、学校と協議をしながら、速やかに洋式化を図ったほうが良いところを計上させていただいたものが、この26校になったということでもあります。

○前屋敷委員 今回の改修は、全体を見て引き上げていくということですね。

○畑中財務福利課長 はい、そういうことになります。

○前屋敷委員 それから、生徒用では70%ということになっていますが、教師用はどういう状況でしょうか。

○畑中財務福利課長 職員用については、県立学校全体で63.5%となっております。こちらにつきましても、特別支援学校は結構進んでおまして、90%を超えております。

○齊藤委員 空調設備のところ、対象が31校で34室ということは、3校は恐らく2室整備されるという理解でいいですか。31校で34室ということは、例えば、28校が保健室か図書室の1室ずつ更新して、3校が保健室と図書室の2箇所を更新するというような理解でいいですか。

○畑中財務福利課長 学校数で言うと31校で、3校が2か所の部屋を更新します。

○齊藤委員 その3校は、早く対応しなければいけないので、2室を更新するという理解でいいのですか。

○畑中財務福利課長 おっしゃるとおり、3校につきましても、老朽化がかなり進んでいるため、今回計上しております。

○齊藤委員 「県有スポーツ施設環境整備事業」で、サンマリスタジアムのトイレの設備等の改修となっていますけれども、どんな改修をするのか教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 この改修につきまし

て、まず、サンマリスタジアムのトイレのセンサーが反応しないので、その部分の取替え。それから、サンマリスタジアムの雨水を排水するための排水管の老朽化が激しいので、その応急処置的な改修。それから、サンマリスタジアムのスコアボードの電源装置——これが168基あり、既に交換済みのものもあるのですが、交換しないと表示に空白ができてしまうので、その予備的なものも含めた電源装置の交換。それから、スコアボードとつながっているタブレットとパソコン、これが耐用年数を過ぎており交換が必要。それから、サンマリスタジアム以外で、近くにある屋内練習場の遮光カーテンと、そのカーテンレール。こういったようなものが対象となっております。

○齊藤委員 これだけの施設で、今回、4,000万円かけて、今お聞きしたようなところを更新しますが、通常、例年はどんな形で予算づけしているのですか。

○木宮スポーツ振興課長 例えば、県体育館とかライフル射撃場とか教育施設であれば、それぞれの施設の状況を見ながら行います。

○齊藤委員 そういったことではなくて、今回、サンマリスタジアムに特化して、4,000万円かけて、恐らく大きな更新をされると思うのですが、例えば、例年は何百万円ずつ予算づけをして、その範囲の中で定期的な更新をしている、といった辺りを知りたいのです。

○木宮スポーツ振興課長 サンマリスタジアムにつきましては、指定管理者で改修できる軽微なものは、指定管理者が行っております。ただ、大きな部分については、常に情報交換を行っておりますので、次年度の予算に向けて計上します。

今回の場合、老朽化が進んでいたのですけれ

ども、今年度に入って、さらに顕著になったということで、キャンプの時期に間に合うように、今回補正で計上させていただいたものです。

○齊藤委員 投球練習場などは、ジャイアンツさんからキャンプでいろいろ要望があって、1回改修すると、当分の間、お金はかからないと思うのですけれども、ここを維持運営していくために、課で予算の計画書みたいなものをつくっているのですか。

○木宮スポーツ振興課長 サンマリンスタージアムは、都市公園の有料公園施設で、県土整備部の所管となっております。また、スポーツキャンプ受入れは、スポーツランド推進室が担当で、教育委員会は施設管理の担当ということで、老朽化が激しくなってきましたので、今後、3つの部局で連携しながら、計画を立てる方向で検討を進めているところであります。

○齊藤委員 分かりました。

○井本委員 耐用年数はどのくらいだったのですか。

○木宮スポーツ振興課長 耐用年数がはっきりしているものは、サンマリンスタージアムのスコアボードの電源装置、これが7年ですけれども、7年に至っていない状況でも、潮風等の影響で急激に交換台数が増えています。それから、スコアボードのタブレット、パソコンは5年で、これは耐用年数を超えているので交換をお願いします。

○西村委員 関連して伺いたいのですけれども、こういうスポーツ施設は、——債務負担行為のライフル場の話もありましたけれども——宮崎県には多くあり、便利で、全国から来ます。スポーツキャンプで使います。宮崎県にとって非常に重要な側面を持っており、国スポに向けて一致団結していかなければいけないのですけれ

ども、無尽蔵な予算をかけていっているような、各種スポーツ団体、もしくは競技場を持つところが今のうちに変えてしまわないといけなような圧というか、熱というか、そういうものを非常に感じています。

しかし、これからの少子化の中で、施設が傷んできたときのお金は、我々宮崎県民が負担していかなければならないことを考えると、ランニングコストに見合った使用料を取っていくべきではないかと思います。例えば、県民向け、県外向けと大きく分けていく方法もあるかもしれません。

また、この前、スポーツ議員連盟でサンマリンスタージアム球場を見せていただいたときに、そこまできれいに整備もされておらず、芝の具合もあまりよくなかったので、胸を張ってすばらしい施設だと言える管理をされているのか、それほど有効的に活用されているのか、疑問を持ちました。例えば、民間施設である東京ドームや京セラドームは、野球以外にも多目的な使い方をどんどんやって金儲けをし、次の設備投資への好循環を生み出して、スポーツの発展に寄与していると思うのです。宮崎県内の公共スポーツ施設は、使いたいときには、今は芝が悪いからといって貸してくれないという話もたくさん聞きます。民間ができるのに公共施設ができないのか、しっかり考えていかないといけません。

少子化の中で、行く行くは次の県民の負担になっていくものですから、整備をした以上はしっかり使っていく。そして、使ってもらった以上はそれに見合った料金をしっかり考えてもらわないと、私自身は納得がいけないところがたくさんあります。

サンマリンスタージアムだけの問題ではありま

せんが、最近のいろいろな議案を見ますと、ランニングコストと使用料が見合っていないのではないかと。使用料を上げると、利用者が減るのではないかという議論になるのですけれども、それは、ある程度、やむを得ないと思うのです。県内には、体育館をはじめ、これだけの施設がたくさんありますから、全体的なそういった把握をされるのが教育委員会の皆さんの役目でもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○木宮スポーツ振興課長 新しい施設、改修した施設につきまして、できるだけランニングコストに見合った使用料になるように努めてまいりたいと思います。また、サンマリスタジアムをはじめいろいろな施設の多目的な活用についても、現在、担当部局で議論をしているところであります。

○前屋敷委員 今、いろいろ御意見もありましたけれども、御説明では、それぞれ施設の役割分担も決まっています、施設の管理は教育委員会であり、もともと球場のグラウンドは、教育費で建設したものですよね。

今回の事業の目的として、プロスポーツキャンプ等の受入れ、スポーツランド宮崎の推進があり、確かにスポーツランド宮崎を全国的にも大いにアピールして、受け入れることは大事ですし、そこには教育的な観点もあると思います。

しかし、商工観光とか地域経済とか、そういったところに重きが置かれた目的で、果たして教育予算としての意味合いがどこまで重要視されているのか疑問視しなければなりません。そういった意味で、この施設の管理に教育予算が使われること自体が違和感を感じる場所です。

本来、基本的な考え方として、教育費としての使い方がもっとあるのではないかと思います。宮崎県では、構造上こうなっているのです、今す

ぐどうこうとはいかないのでしょうし、スポーツも教育の一つですから重要なことなのですけれども、教育予算は、教育のためにどうあるべきかしっかり考えていく必要があると思います。

○木宮スポーツ振興課長 ここでは、プロスポーツキャンプとうたっておりますが、当然、一般の県民の方も使う施設ですので、そこも踏まえながら、今後、改修等を進めていきたいと感じております。

また、今回、サンマリスタジアムについて、教育委員会でも予算を計上しておりますけれども、芝の状態がよくないことについては、スポーツランド推進室で改善に必要な費用を計上しておりますので、連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

○山内副委員長 前屋敷委員から所管の話がありましたけれども、全国的に見ると、スポーツ政策は、教育委員会から商工部局へ徐々に移ってきているのではないかと思ったところです。

今回、成果指標は、令和3年度と比較して増加させるということですが、コロナ禍でいろいろな自粛のあった令和3年度の人数と比較してもどうなのかと疑問を持ちました。コロナ前の人数と比較して、整備した部分が成果としてどれだけ人数に反映されたのか見ないといけないと思うのですが、そこについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 この指標はスポーツランド推進室で立てた指標なのですけれども、これまで延べ参加者数の一番多かった年が19万8,000人で、本年度はその数を回復し、さらに増加を図っていく意図で、この指標を立てたと伺っております。

○山内委員長 暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○山内委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

質疑が続いておりますが、残りの質疑につきましては、本日の午後1時から行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「1時5分から」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御意見のとおり、午後1時5分からの再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時2分再開

○山内委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○西村委員 午前中のサンマリスタジアムのスポーツ施設の質疑の際、私がしっかりとランニングコストを見直し、それに見合った使用料や入場料を取るような立てつけをしなければならぬと発言したとき、しっかりと検討していかなければならないという答弁でしたが、それを担保できるという言い方はちょっと圧力的かもしれませんけれども、例えば、国スポに併せて、もしくは整備をし終わった後に、使用料を変更していきますとか、時期的なめどをもう少し明確に答弁いただくとありがたいと思います。

この予算案に賛成する以上は、しっかりとそれを見届けなければなりませんし、ほかのスポーツ施設も同様ですけれども、お金がなくなったら県費をどんどん持ち出せというわけにもいかないと思います。

○木宮スポーツ振興課長 既存の施設につきましては、使用料等が既に決まっておりますので、

これを変更するのは、なかなか難しい面があるかと思っております。

ただ、新しい施設、改修する施設については、使用料を新たに設定することとしておりますので、その際にランニングコスト等もしっかり踏まえながら検討していきたいと考えております。

また、使用料の減免等についても、国スポに向けた強化関係の減免とか、あるいは、各学校や体育団体が利用する際の減免とか、いろいろございまして、国スポ後になろうかと思っておりますけれども、検討する必要があると考えております。

○西村委員 変更を検討していくというのは、結局、先延ばしになっていく可能性もあるし、当然ながら、各種スポーツ競技団体は、使用料を増額してほしくないわけです。

しかし、使用者が応分の負担をしていくことは重要だと思います。実際、条例改正で、使用料の見直しを行うことはできるわけですから、人件費、資材、全部が全部高くなっていくのに、この使用料だけは、ずっと据え置くのでは話が合わないと思います。

ライフル射撃場の議案でもあったとおり、いろんなものが高くなっているから、当初の見積りもどんどん高くなっている経緯があります。

そういったことがあれば、その都度、しっかりと検討していくと、はっきりおっしゃっていただきたいのです。

○木宮スポーツ振興課長 関係部局との連携や調整もありますので、いつというのは、この場で申し上げられませんけれども、例えば、ランニングコストが見合っているのか、年度ごとに検討していきたいと考えております。

○井本委員 私は、県、つまり公共団体は、公共の福祉を目的にしているわけだから、も

うからないといけないというのは、無理だと思います。

例えば、県病院は、もうからない病気も、もうかる病気も全部診なければいけないのですから、絶対にいつも黒字というのは無理だと思うんです。もうかる病気だけを見ていたら、県病院としての役目は果たせません。

それと同じで、県の公共的な施設であれば、どうしても、もうからない部分が出ると思うんです。公共のものには、福祉社会的な目的がやっぱりあるわけだから、県やこういう団体がやらないといけないもの、もうからないものがあったいいと思っています。

その分はどうするか。国も県も補填したりするのでしょう。もちろん全く無料で、ただで使わせるというのはあり得ないけれども、社会的にみんなが認めるような、ある程度見合ったものであればいいと思います。

○木宮スポーツ振興課長 県の施設ですから、公共的な意味合いもあろうかと思っています。

午前中の委員会において、新たな利活用の開拓に関する質疑もありましたので、その辺りは検討していきたいと考えております。

○黒木教育長 県有スポーツ施設に関しましては、国スポ等もあるので、使用料の減免の幅をいろんな団体まで広げてほしいという御要望もいただくところがございます。一方で、施設を使う以上は、利用者にも応分の負担をある程度していただかないといけない。実は、そんな議論をしておりまして、まさしくその両輪をどうやってうまく動かして進めていこうかと思っております。

これから先のことなのですけれども、例えばドーム型ではない横浜スタジアムなど、一体どんな使われ方をしているのか勉強に行かせてお

りまして、関係部局等ともしっかり検討しなければいけないのですが、どんな使い方ができるのか必要な研究は少しずつ始めておりますので、本当に貴重な御意見をいただいたと思います。

それから、発言の機会を得ましたので、学校の施設のことも少し触れさせていただきま

す。トイレの洋式化関連でございしますが、トイレの洋式化は、もともとの学校の規模で大分違

いまして、3学級とか4学級といった比較的小さな規模のところは、ほぼ終わっているんですね。ところが、従前、10学級以上あったような大きな学校は、それだけのトイレが多くあるものですから、学校生活を続けながら改修をしていくため、一遍に止めるわけにもいかず、洋式化が50%に達していない学校もある状況でございまして、今般のようなことを認めていただきますと、少しずつでも学校の洋式化が進みますので、非常に助かりますし、ありがたいと思っております。

それから、空調の件でございしますが、もともとはクーラーはP T Aで工面いただいて設置したものでございます。

それで、学校としましても、大きな空調で必ず100万円単位いたしますので、大事に使おうという意識で、壊れないように大事に使ってきたつもりでございます。

ですから、耐用年数をめどに計画的に更新することももちろんですけれども、それよりも長くもたせようとか、そんなことを考えながら学校を運営していた覚えがございます。

ただ、今般この暑さ、コロナ等があつて、換気しながら冷房を効かさなければならぬ状況で、空調にかなり負担がかかったのではないかという気がしております。

間違っているかもしれませんが、今回お願い

しているのは、恐らく壊れかけているもの、調子が悪いものについて、順次緊急に手当てさせていただきますという状況が背景にあると思っておりますので、どうかその辺りもお酌みいただきますと、非常にありがたく感じます。

○山内委員長 御質問はよろしかったでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○畑中財務福利課長 委員会資料の11ページをお開きください。

(1)、損害賠償を定めたことについて、2件御報告いたします。

1件目は、令和5年3月20日に発生した車両損傷事故についてであります。

事故内容は、都城農業高等学校が管理している三股牧場において、職員が草刈り作業をしていたところ、草刈り機ではじいた小石が農道を走行していた自動車に当たり、サイドガラスが破損したものです。

損害賠償額は3万470円、専決の年月日は令和5年7月18日であります。

2件目は、令和5年4月7日に発生した物損事故についてであります。

事故内容は、高鍋高等学校が管理している樹木が倒れ、職業訓練法人東児湯職業訓練協会所有のフェンスが損傷したものです。該当の樹木は、幹の上部が大きく成長しており、重心が偏っていたため、根の張りが弱くなっていたことに加え、1週間ほど続いた雨で路盤が緩んでいたことが倒れた原因であると考えております。

損害賠償額は9万7,000円、専決の年月日は同

じく令和5年7月18日であります。

以上2件につきましては、いずれも知事専決日の令和5年7月18日付で相手方と和解契約を交わした上で、賠償を行っております。

○猪野生涯学習課長 委員会資料12ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績について御報告いたします。

①の報告の根拠であります。平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例第18条の年次報告によるものであります。

②の報告内容につきましては、令和4年度に実施しました施策の実績について、条例第11条から第16条までに示された6つの条例内容に沿って整理しております。詳しくは、別冊の「令和5年9月県議会定例会提出報告書」にて、条文ごとに各課・室が実施した事業名や実施状況等を表に整理しております。

本日は抜粋して、委員会資料13～14ページで説明いたします。

まず、委員会資料13ページを御覧ください。

教育委員会だけでなく全庁で連携し、令和4年度に実施しました施策の実績は、20課・室53事業であります。

(1)の第11条、親になるための学びの支援につきましては、子供に家庭の役割や子育ての意義などについて学ぶ機会を提供するもので、5課で5事業を実施しました。

生涯学習課では、「県民みんなで家庭教育応援事業」で、小学生高学年から高校生を対象に、みやざき家庭教育サポートプログラムを6件193名に行いました。

また、健康増進課では、「健やか妊娠サポート事業」において、中高生を対象に、性に関する正しい知識を伝えるピアカウンセリング事業等

を実施しました。

(2)の第12条、親としての学びの支援につきましては、保護者を対象に、子供との接し方やしつけなど、親としての様々な学習機会を提供するもので、4課4事業を実施しました。

生涯学習課では、幼児や小中学生の子供を持つ保護者を対象に、みやざき家庭教育サポートプログラムを81件2,022名に行いました。

また、こども家庭課では、乳児家庭全戸訪問事業で17市町において、育児に関する不安や悩みの相談や情報提供等を実施しました。

(3)の第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化につきましては、9課・室14事業を実施しました。

生涯学習課では、「地域と学校の絆を育む体制整備推進事業」において、地域全体で子供を支えるための事業、並びに地域と学校が共に連携するための県民及び担当者向けの研修を実施しました。

また、人権同和教育課では、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」で、県内に20名のスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて派遣しました。

また、県内83の公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、未配置の40校には必要に応じて派遣するなど、いじめ・不登校等の対応に当たりました。

委員会資料14ページを御覧ください。

(4)の第14条、人材の養成等につきましては、4課4事業を行いました。

生涯学習課では、みやざき家庭教育サポートプログラムを普及するための推進役となる、トレーナーの養成研修会とスキルアップ研修会を実施しました。

また、農業流通ブランド課では、「みやざき食

の安全・県産県消推進事業」で、みやざきの食と農を考えるための食育ティーチャーターの養成及び資質向上を図る会議を実施しました。

(5)の第15条、相談体制整備、充実等については、保護者や子供たちが気軽に話ができる相談体制の整備確保を行うもので、10課13事業を行いました。

生涯学習課では、みやざき学び応援ネットを活用し、家庭教育相談機関であるふれあいコールや小児救急医療電話相談など、ホームページ上で紹介しました。

また、教育政策課・人権同和教育課では、ふれあいコール及び24時間子供SOSダイヤルによる教育相談を実施し、合わせて466件の相談がありました。

(6)の第16条、広報及び啓発については、家庭教育に関する情報を県民に提供するもので、9課13事業を実施しました。

生涯学習課では、ホームページにて、みやざき家庭教育サポートプログラムの冊子やリーフレットの更新、研修の案内など、積極的な情報提供に努めてまいりました。

また、福祉保健課では、「子どもたちの夢・挑戦」応援事業」で、桜さく成長応援ガイドを作成し、県内全中高生や関係機関へ配布しました。

以上、コロナ禍により、予定の変更を余儀なくされる事業もありましたが、これからもこのように関係課・室と連携し、県民みんなで家庭教育を支援する体制づくりを目指してまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○齊藤委員 委員会資料13ページの(1)の「県民みんなで家庭教育応援事業」で、小学生高学

年から高校生を対象に、将来親世代となったとき、必要なことや大切なことを学ぶというプログラムを実施されたと御説明がありましたけれども、具体的にどんなことをされたのか教えてください。

○猪野生涯学習課長 私たちは、特に家庭教育学級、もしくは家庭教育や子育て等を行っている保育所、学校等を含めて、保護者の皆さんに39ほどのプログラムを準備しておりますが、内容としましては、例えば、子供と一緒に学べるプログラムもあったり、最終的には中高生・青年等向けのプログラム、テーマで言いますと、家事・育児は誰の仕事でしょうかとか、働くことの意義とか地域活動をどうしましょうとか、子供たちが地域社会でも生きていくためのプログラムを提供してまいったところであります。

コロナ禍で家庭教育学級がなかなか開催されないような時期もございましたが、少しずつコロナ禍の前のように家庭教育学級等の開催等が行われて、プログラムの活用も戻ってきている状況でございます。

○齊藤委員 家庭教育学級を中心にとということですがけれども、受講者計の数字は、保護者の数も入っているのですか。

○猪野生涯学習課長 保護者の数も入っております。

○齊藤委員 実際、小学生から高校生で受講された児童生徒数は分かりますか。

○猪野生涯学習課長 申し訳ございません。各条文によって対象が違っておまして、第11条は対象が子供になっておりました。

また、件数につきましては、県北の小学校、中央の中学校、県南の小学校と合わせて6件、行ってきたところでございます。

○齊藤委員 私も、初めてこの事業を知ったの

ですが、ずっとPTA活動に関わる中で、一時期、親学——親にもいろいろと学んでいただかなければならないということが問われたときがあって、この事業では子供の時分からそういったプログラムを教えていくということは、すごく新しい取組だし、いいことかと思いつながら聞いていたのですけれども、今、課長の御説明を聞くと、受けている生徒児童数は意外と少ないような気がしましたけれども、実際のところどうなのでしょう。

○猪野生涯学習課長 成人式でもプログラムを実施したことがございますので、それを合わせて全部で200名程度です。

○齊藤委員 受講された子供たちの反応はどのように見られていますか。

○猪野生涯学習課長 まずは自分を見つめ直すような気づきを与えて、仕事だけではなく、これからどんな目標を持ってどういう生活をしていくのか。自分が親になったときに、どう社会に還元していくのか道筋を学ぶことができましたという御意見をいただいたりしております。

○山内副委員長 関連して、小さいうちから親になるための準備という視点ではいいのかなと思つたのですが、家庭では親がいて教育を受けている段階で——詳しくは分からないですが——内容によっては子供たちにそういう家庭でなければいけないといったプレッシャーになるのではないかと思います。

逆に結婚して家庭を持つのは難しいとか、もしくは家庭環境も多様化しておりますので、うちの家庭とは違うとかいった反応もあるのではないのでしょうか。そういう反応がなかったのか、その辺りのケアをされているのか、教えてください。

○猪野生涯学習課長 プレッシャーとか、こう

あるべきということにつきましては、昨年も常任委員会で御意見をいただきました。

私どもとしましては、子供を育てる一義的責任は親にあるのは分かっており、押しつけるのではなく、相談で困り事があるとか、プログラムにより気づきを得て次に生かせるとか、そういう情報の提供を保護者に行ってきたつもりです。

また、子供たちに対しては——それぞれ子供たちも違いますので——どのような生き方があるのか一助になるよう心がけてプログラムを行ってまいりました。

○前屋敷委員 関連して、家庭教育応援事業の御説明の中で、家事・育児は誰の仕事かというテーマを例として挙げられましたけれども、社会的にも非常に大きな関心を持って見られている例であり、参加者が子供たちであれば討論をさせていかなるようなものではないでしょうか。

親となったらこうあるべき、男性は女性はこうあるべきというような、押しつけのような、上から目線の感覚では困ります。十分に御承知だろうと思えますけれども、ちょっと気になります。

○猪野生涯学習課長 男性だから、女性だから、大人だから、子供だからということではなくて、それぞれの立場で何ができるのか、どう生きるべきなのかということをしっかり据えて、事業を行ってまいりたいと思っております。

○井本委員 同じような話ですけれども、例えば、「小学生高学年から高校生対象に将来親世代となった時に、必要なことや大切なこと」と書いてありますが、必要なこと、大切なことというは、誰が判断しているのですか。

○猪野生涯学習課長 家庭教育がどうあるべきか、必要なこと等の定義は、文部科学省等も示

しているわけではございません。

基本的な生活習慣が身につくとか、規範意識ができるとか、これからの社会で生きていく力が育まれるとか、そういう理念になってくるのではないかと考えております。

○井本委員 ちょっと抽象的ですね。こうあるべきというものはないと思うのです。自然界には善悪はなく、人間が全部価値観で作り出しています。きれいも汚いも、いいも悪いもない。

我々が社会で生きていく上で、こうしなければならないというルールは、どの辺で決まっているのか、どの辺に原点があるのか、聞かせてもらえないでしょうか。

○猪野生涯学習課長 人間が持つ価値観、行動等は、それぞれ違うと思っております。

ただ、教育面で携わっている者としては、子供たちの発達段階に応じて、小さい子供たちはこうあってほしい、高校生になったらもう少し考えてほしい、そういうものが基準となるのではないかと考えております。

○井本委員 幾ら話しても、しょうがないのかもしれないかもしれませんが、何でそうしたほうがいいのか、難しい話かもしれないけれども、どんな価値判断でされようとしているのでしょうか。教育長どうですか。

○黒木教育長 価値観は、時代とともにかなり変わってきているという気がしてなりません。

私たちが学んでいた頃は、校則一つ取っても、こうあるべきということがかなり強かったと思います。現在は、学校は多様性を尊重する価値観でございます。

一つの例が校則であり、好ましい校則は学校でみんなで作っていきましょうというメッセージが随分伝わり、考えてくれるようになり、恐らく100%の合意ではないかもしれませんが、こ

というルールでみんなで生活しましょうという校則が出来上がってきているとっております。

多様性という時代の変遷とともに、こういったものの考え方や見方も変えていくものだろうとっております。

○猪野生涯学習課長 多様な子供たちがおりますので、子供たちが健やかに育つ基準のようなものは非常に難しいところですが、判断材料としておりますのは、挨拶ができる子供たちがどれだけ育ったかとか、規範意識を守っているかとか、アンケートを取り、成果として出していきたいと思っているところであります。

○齊藤委員 委員会資料14ページの(5)の相談体制について、確認させてください。

まず、教育政策課の「電話相談事業」、その下の教育センター内の「ふれあいコール」、「24時間子供SOSダイヤル」とあるんですけども、それぞれどんな方が相談を受けるのか、もしくはどんな人が相談されるのか、教えていただいているのですか。

○久保教育政策課長 教育政策課の「電話相談事業」と、人権同和教育課の「みやざきの子どもを守る総合支援事業」ですけれども、同じような事業になります。

教育政策課の「電話相談事業」は、教育研修センターにふれあいコールという窓口を設けまして、教育相談専門員を三交代で常時1名以上配置し、時間帯的には月曜日から日曜日までの午前8時半から午後9時までの体制で行っております。

それ以外の時間帯につきまして、「24時間子供SOSダイヤル」という応答体制を取っているのが、後段の人権同和教育課の「みやざきの子どもを守る総合支援事業」となっております。

○齊藤委員 電話相談事業というのは、具体的

には「ふれあいコール」と「24時間SOSダイヤル」ということですね。

○久保教育政策課長 そうです。相談を受ける業務は、この2つの体制で行っているということでございます。

○齊藤委員 「ふれあいコール」は、保護者からの電話が多いのですか。それとも、児童生徒が多いのですか。

○久保教育政策課長 基本的には、子供からもありますし、保護者からもありますけれども、それ以外の方からも相当数の相談がございます。

教育相談の内容としましては、どこで線引きするか難しいところもありますので、線引きしづらい内容も受けているという実情がございます。

○齊藤委員 例えば、学校の中で子供さんのトラブルがあったときに、保護者の方が学校を飛び越えて、教育委員会に御連絡するケースがあるのでしょうか、そういったものもここに入ってくるのですか。

○久保教育政策課長 直接、教育委員会が受けることはありまして、その場合は、しかるべき所管課につなぐ等の対応をしております。

ここは、教育相談の窓口にかかってきたものを処理する体制で行っております。

○齊藤委員 例えば、友達とのトラブルだとか、いじめに遭っているとか、子供さんに悩みがあったときの電話と理解していいのですか。

○久保教育政策課長 目的は、そういう事業でございます。

ただ、教育の相談は、多岐にわたっておりますので、必ずしも意図に合った相談ばかりではないんですけども、丁寧に対応するよう努めております。

○山内委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○久保教育政策課長 委員会資料の15ページをお開きください。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

まず、1の概要にありますように、この報告は地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行う教育に関する事務の点検及び評価について、この結果を報告書として議会に提出しますとともに、公表するものでございます。

報告書自体は、別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

2の「点検・評価」報告書にありますように、構成は4章立てとなっております。

まず、第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、15項目の施策、3つの重点取組の状況につきまして、推進指標等を設けておりますので、その実績や取組状況などを基に、施策の進捗状況等について、分析し、今後の方向性を示しております。

第3章では、外部有識者の意見につきまして、客観的かつ専門的な視点からいただきました御意見を記載しております。

第4章は、総括で、評価結果となります。各施策における推進指標等の実績に基づき、1次評価を行い、その結果と各施策の取組の状況を踏まえまして、トータルで見た2次評価を行っております。

3の作成経過及び今後の日程を御覧ください。

点検評価につきましては、令和5年の3月から5月にかけて、県の教育振興基本計画の施策体系に沿いまして、まず、教育委員会事務局内で評価項目ごとに点検を進めてきたところであります。

7月には、6名の学識経験者等の出席の下で、外部有識者会議を実施したところであります。

8月に、1次評価を基に、教育委員による協議会を開催いたしまして、1次評価の妥当性、2次評価の方向性について協議を行いますとともに、8月にありました定例教育委員会において付議され、決定いたしております。

こうした経過を踏まえ、本日、常任委員会に御報告させていただきまして、10月には県のホームページに公表する予定としております。

4の評価基準ですが、教育委員会の点検評価につきましては、県の総合計画におけるアクションプランの政策評価の進め方を参考に、評価基準を記載のとおり、AからDの段階に分けて示しております。

5の評価結果ですが、次の16ページを御覧いただきたいと思っております。

「令和4年度の実績 各施策と重点取組の評価結果一覧」のところでございます。

令和4年度の施策の実績に関する評価結果につきましては、この表の左上から右の中段ぐらいまでになりますが、1から15の施策と、右下の3つの重点取組ごとに示しており、A評価は3つの施策及び1つの重点取組の計4つ、B評価が6つの施策及び2つの重点取組の計8つ、C評価は6つの施策でありまして、D評価はなしという結果でございました。

内容について説明しますと、昨年度にB評価でありました施策の10の「社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進」がA評価に上

がっております。それから、昨年度はC評価でありました重点取組3の「学校における働き方改革の推進」がB評価に上がるなど、一定の成果は見られたところであります。

ただ、一方で、昨年度と同様にC評価となりました施策1の「生涯学習の推進や、施策の13の魅力ある多様な教育の振興・支援」、施策の14の「文化の振興」をはじめ、今後も改善が必要な施策もあるところでございます。

なお、委員会資料の17ページから18ページにかけては、各施策の細かい一次評価も含めた評価一覧を記載しております。これらの成果や課題等につきましては、6月定例会で承認いただき、策定いたしました新たな教育振興基本計画の中にも盛り込んでおりますので、今後も各施策の目標達成に向けてさらに取り組んでまいります。

○間曾高校教育課長 委員会資料の19ページを御覧ください。

7月29日から8月4日までの期間に開催されました第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会の本県高校生の結果について、御説明いたします。本大会は、鹿児島県で開催され、本県からは268名の生徒が出場権のある17の部門に参加いたしました。「47の結晶 桜島の気噴にのせ 紬げ文化の1ページ」の大会テーマの下、ひたむきに文化芸術活動に励む全国の多くの高校生とともに、本県の高校生もすばらしい成果を収めました。

そのうち、上位入賞を果たしたのは、4つの部門で1団体3個人となります。資料の中ほど、丸印の入賞等のところを御覧ください。郷土芸能部門の和太鼓部門におきまして、高鍋高等学校明倫部の和太鼓が優良賞を受賞、書道部門におきましては、宮崎西高等学校の3年生、

本田有璃子さんが奨励賞、読売新聞社賞を受賞、また弁論部門におきましては、宮崎北高等学校の2年生、宝崎真奈さんが優秀賞4席を受賞、写真部門におきましては、宮崎西高等学校3年末永菜々美さんが優秀賞を受賞しております。

資料20ページは、本県から鹿児島大会に参加いたしました17部門の参加状況となります。また、資料21ページには、参考資料といたしまして過去5年間の入賞実績をお示ししているところでございます。

○木宮スポーツ振興課長 委員会資料の22ページをお願いいたします。

令和5年度全国中学校体育大会の結果について報告いたします。本年度の大会は、8月17日から8月25日までの日程で、四国ブロックで開催されました。

初めに、上の表にありますように、団体ではサッカー男子の日章学園中学校とバスケットボール女子の三股中学校がそれぞれ準優勝、軟式野球男子では尚学館中学校が5位に入賞しております。

次に、資料23ページをお願いいたします。

個人では、陸上競技男子の110メートルハードルで宮崎西高附属中学校の高城昊紀さんが13秒50の日本中学新記録で優勝するなど、3競技9種目で入賞しております。

資料22ページに戻りますが、下の表の一番右下にありますように、令和5年度の団体・個人の入賞合計は12種目となっております。令和元年度以降のベスト8以上の入賞数は、令和元年度が4種目、3年度が6種目、4年度が9種目、そして本年度が12種目と、着実に増えてきております。

続きまして、資料24ページをお願いいたします。

令和5年度全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。本年度の大会は7月21日から8月21日までの日程で、北海道を中心に開催されました。

初めに、左側にあります団体ですが、ボクシング男子の学校対抗の日章学園高等学校、少林寺拳法女子の都城高等学校がそれぞれ2位。また、テニス男子の佐土原高等学校、カヌー女子の学校対抗得点で宮崎商業高等学校がそれぞれ3位になるなど、9競技11種目で入賞を果たしております。

次に、資料25ページをお願いいたします。

個人ではテニス男子シングルスの大岐優斗さん、ボクシング男子フライ級の圖師安蓮さん、同じくライトウェルター級の吉住将丈さん、カヌー女子の宮崎商業高等学校カヤックペアとカヤックフォア、同じく男子の宮崎工業高等学校のカナディアンペアとカナディアンフォアで優勝するなど、個人競技の入賞は11競技44種目になっております。なお、テニス男子シングルス決勝は大岐優斗さんと宮里琉星さんの佐土原高等学校同士の同門対決という快挙もありました。

資料24ページに戻っていただき、右側の表の一番右下にありますように、令和5年度の団体・個人の入賞合計は55種目となっております。令和元年度以降のベスト8以上の入賞数は、令和元年が44種目、3年度が63種目、4年度が56種目、そして本年度が55種目となっております。宮崎国スポへ向けての競技力向上に一定の成果が見られたと考えております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○日高委員 全国高等学校総合体育大会ですけれども、力を入れてこられていると思うのです

が、入賞数は、令和3年度が63種目と一番多い。国体に近づくにつれて増えていってもいいのかなとも思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 令和3年度の63種目から減っている感じがあらうかと思いますが、令和3年度は過去最高で、非常にいい結果でありました。これを一つの目安にして取り組んでいこうという声かけはしているところで、一定の成果は上がっていると感じておりますが、まだまだ足りないのではないかと感じているところでもあります。

○日高委員 お詫びをしないといけないのですが、僕の息子が硬式野球をしており、県内の学校に進んでほしいと話していたのですが、県外からラブコールがあまりにも多く来ていて、三男は県外に行く、行きたいと。

宮崎県の場合、高校へ特待制度などの案内は9月からできる、それまではできないという話なのですが、県外のチームは、5～6月から選手を確保するためにどんどん動いてるんです。結局、9月に解禁したときには、優秀な選手はもう宮崎県にいない、県外に決定していることがあります。大分県の場合は、11月で逆に遅いようですが、宮崎はもっと早いほうがいいと思うのですけれども、その辺りの改善は難しいのでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 宮崎県では、中学校と高等学校の校長会の申合せにより、高等学校から中学校への勧誘は9月以降となっております。他県では10～11月以降とか、宮崎県のほうが早い状況もございます。

ただ、私立学校に関しては、制限を設けていないところもあり、学校を通してくださいと言っているものの、個人的にアプローチをするとい

うような話も伺っております。

ただ、国スポの宮崎大会に向けて、各競技団体ともターゲットエイジ——少年競技力の中心選手になるような選手が、宮崎県内の高等学校に残って、競技力の中心になってもらうための活動もしていますので、競技団体とも連携をしながら取り組んでいきたいと感じております。

○日高委員 ぜひ、その辺りもお願いします。他県では、県選抜チームは、県内の高校に行く誓約書を書いた上で県選抜に選ばれるようなルールをつくっているところも聞きますので、いろいろな対策を行っていただきたいと思います。

○西村委員 初歩的なことを伺いたいんですけども、今回、全国中学校体育大会でもすばらしい結果を出した本県の生徒たちがいらっちゃって、2027年の国スポに向けて強化選手になっていくのはすばらしいと思うんですけども、国スポで宮崎県代表として出場するためには、例えば、住民票が宮崎県に半年とか1年以上ないといけないとか、そういった住居要件はどうなっているのでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 少年種別であれば、宮崎県に住所がある、もしくは学校の所在地が宮崎県である場合です。例えば、住所は鹿児島県にあるけれども、隣の都城市の高校に通学するような場合、学校の所在地が都城市なので宮崎県代表として出場できることがあります。

○西村委員 例えば、宮崎県の高校生が関東の大学に進学する。その期間中に2027年の大会がある場合、住民票を関東に移されていても、宮崎県代表として出られるのですか。

それから、県内調査で見に行った延岡星雲高等学校のアーチェリーを指導する先生は、先生兼選手として本県に来られている。相撲の先生も選手兼先生として来られている。つまり、有

力な教職員に、宮崎県で仕事をしていただきながら、宮崎県代表として出ていただくということかと思いました。

他県からいい選手に引っ越してもらって出られるのであれば、例えば半年とか1年とか居住期間があればセーフなのか。それとも、宮崎県代表としての意識さえあればいいのでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 例えば、宮崎県の高校を出て、関東の大学に行く場合は、ふるさと選手として、宮崎県代表で出場することができます。小学校、中学校もしくは高校を卒業した県で登録をすれば、ふるさと選手として出場できることになっております。

しかし、例えば、関東の大学に行き、関東で出場した後、宮崎県で就職したような場合は、すぐ宮崎県で出場することは可能です。ただし、ジブシー選手といいますか——点々とするような選手を防ぐ意味で、職業が変わった場合で、異なる都道府県で出場するときは、2年空けなければならない規定があります。

○西村委員 宮崎県に全く縁もゆかりもない選手を宮崎県に引っ張ってきて、宮崎県に半年とか1年とか住ませたときは、どうなのですか。

○木宮スポーツ振興課長 それはできません。2年空いたら出場できます。

○山内副委員長 委員会資料18ページ、施策11の「教職員の資質向上と学校業務の改善」のところで、3番目の授業改善を行っている教職員の割合の一次評価はA評価になっていて、皆さん頑張っている状況だと思っておりますが、「授業が分かりやすいと答えた児童生徒の割合」はD評価になっており、どうしてそのような結果になったのか教えていただきたいと思っております。

○久保教育政策課長 まず、「授業が分かりやす

いと答えた児童生徒の割合」の基準値は、平成27年から30年度の平均値で、85.3%でございました。昨年度は84.9%で、若干でありますけれども0.4%下がったため、区分の仕方により、D評価となっております。

ただ、結果として、割合が上昇しなかったことについては、私たちも大変重く受け止めており、さらなる研修の充実等を図ってまいりたいと考えております。

○山内副委員長 絶対評価ではなく、前の評価に比べて相対的に下がったからD評価になった。ほかの項目も、前年との比較で、A、B、C、Dの評価がついているという理解でよろしいでしょうか。

○久保教育政策課長 一次評価は、機械的に評価する仕組みになっておりまして、基準年がスタートの年の前年までとすれば、基準年より上昇する前提で計画をつくっておりますので、どうしても下降するとD評価となります。機械的に評価すると、実情とどうしても合わない部分も出てくるため、二次評価の段階で、一次評価を見ながら、取組の状況等を踏まえて、上げ下げ等をする余地を残しているところでございます。

○井本委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の立法趣旨は何だったのですか。

○久保教育政策課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、教育委員会の在り方、県の教育委員会と市町村の教育委員会との関係性、要するに組織とか運営に関する部分を記載した法律となっております。

○井本委員 第26条はどのようなのですか。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は何のために生まれたのですか。

○久保教育政策課長 地方教育行政が以前から

の流れで独立を保ってやるというところの理念はそのまま残しつつ、いろんな教育を取り巻く社会情勢が変わってきております。一方で、教育委員会の運営を、もう少し活性化したほうがいいんじゃないか、教育委員会としての事業も活性化したほうがいいんじゃないかというような流れがございまして、教育委員会が所管している事務につきまして、まずは自己点検を行って、それを議会に報告をなさいと。そして、それを公表なさいとというようなことが盛り込まれている内容になっております。

○井本委員 内容は分かるけれども、何のためにつくられたのかというところが、いまいよく分からないのですが、それは分からないのでしょうか。

○久保教育政策課長 *平成27年度に、教育委員会の制度の活性化のため、法律の大きな改正がございました。教育委員長が教育委員会の教育長を任命するというような制度について分かりにくい部分を解消したり、知事部局でも教育の大綱をつくることなどが盛り込まれた改正でございました。その際、教育委員会で進めている事業を県民に分かりやすく周知するため、第26条が盛り込まれたと理解しております。

○井本委員 要するに、教育がどのくらい進んでいるかよく分からなかったもので、それを評価して、具体的に数値化しようということなのでしょうか。

○久保教育政策課長 大きな目的としてはそういうこととございます。ちなみに、第26条には教育委員会だけではなくて、外部の、教育に関して学識経験を有する者の知見等も活用して、点検評価を行うよう規定されておりますので、広くいろいろな方の意見を聞いて、進めている

※33ページに訂正発言あり

ことが適切か、このまま進めていいか、毎年点検する趣旨で、このような条項が入ったと考えております。

○井本委員 それから、施策の項目や内容は、どのように作り出したのですか。国から来ているのですか。

○久保教育政策課長 施策の項目は、県の教育振興基本計画に基づいて、——今年6月に新しい計画を承認いただいたんですけれども——点検評価を行っております。今回の評価の対象は、計画の中で定めている15個の施策と3つの重点取組となります。

○井本委員 項目は計画の中にあるのですね。

○久保教育政策課長 計画の中にございます。

県の計画は、国の教育振興基本計画を大元として参酌し、策定に努めなければならないと規定されておりまして、県の教育委員会において、様々な外部の方の意見も踏まえながら、柱立てから、目標から、全て決めていったものでございます。

○井本委員 私の解釈では、国がこうあるべきだと決めてつくった項目を県が実行しているように思える。要するに、国が教育はこうあるべきだ、こうなさいというのと変わらないと思う。私は、第二次世界大戦中の教育が間違っていたということで、日本国憲法ができたのに、また同じようなことを日本が繰り返しているようで心配になる。戦時中の反省があって、教育委員会は、独立した組織として立ち上げられたのです。教育、学問は、本来、国家から離れましょうとされていたはずです。どうですか。

○黒木教育長 点検評価に関しましては、実施している事務について、透明性といいますか、いろいろな人が見て評価ができるようにしようという方向で、このようになってきたと思っ

ております。各学校でも、自分の学校の内部の評価をしますし、保護者の方や地域の方に来ていただいて、外部でまた評価していただき、公表もしております。その根拠になっているのが、この法律だったかと思います。

それから、これから新しい教育振興基本計画に移っていくのですけれども、国がつくる計画について、国だけが先に進んでもらっても困りますし、地方のことは見てもらえてなくても困るものですから、昨年度、私も中央教育審議会の臨時委員として、部会で御意見させていただきましたので、地方の学校行政現場の意見は一生懸命言わせていただいたつもりでございます。審議会は、どうしても大学の先生方も多いものですから、大学の議論になりがちなのですが、私たちは公立の小中学校の先生方の困っていらっしゃることも分かっておりますから、地方の小さな小学校とかには届かない話ですよというようなことも言わせていただきました。そんな形で出来上がったのが国の振興基本計画でございます。

県の計画は、それを参酌して、私たちがつくったわけですが、現場の意見を十分反映しながら、新しい計画をつくらせていただいたところがあります。例えば、宮崎県の特徴としましては、読書県づくりなど、国には全くございませんので、宮崎県の施策としてしっかりやっていきたいと思います。と入れさせていただきます。

ですから、今後もまさしく今後のそういった点検評価にぜひ注目していただいて、評価が適正か御意見を賜ることがとても大切だと思っております。今度は、大分リニューアルしましたので、新しい振興基本計画も、ぜひ一緒に見ていただけますと幸いです。

○井本委員 教育長が教育委員長を兼ねるのも、

私に言わせれば、実際は後退したんじゃないか
と
思っているんです。独立した組織の長を、知
事が任命しているわけです。

本来、教育というのは、国の管理から離れて
自由な人間をつくるのがあるべき姿だと思っ
ています。宮崎の教育だけでもしっかりよろしく
お願いします。

○久保教育政策課長 先ほど私の説明の中で、
大きな教育委員会制度の改正が平成27年度から
あって、第26条の点検評価の項目が入ったと説
明させていただいたのですけれども、調べたと
ころ、平成19年度から既にその項目は入ってい
たということでした。訂正させていただきます。

○山内委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって教育委
員会を終了いたします。執行部の皆様お疲れさ
までした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時32分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会日程の最終
日に行うことになっておりますので、25日に行
いたいと思います。開会時刻は午後1時とし
たいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いた
します。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上をもちまして本日の委員会
を終わります。

午後2時32分散会

令和5年9月25日(月曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	山内	佳菜子
副委員	長	山内	いっとく
委員		西村	賢
委員		日高	陽一
委員		前屋敷	恵美
委員		齊藤	了介
委員		井本	英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田	真紀
政策調査課主査	西尾	明

○山内委員長 それでは委員会を再開いたします。

○井本委員 採決に先立ち恐縮ではありますが、9月21日午前の部、警察本部との質疑において、暴力団に関する発言について誤解を招く発言がありましたので、取消しをお願いいたします。

○山内委員長 この際、お諮りいたします。

井本委員からの発言取消しの申出について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議なしと認めます。よって、井本委員からの申出を許可することに決定いたしました。

それでは、議案等の採決を行います。採決の前に賛否を含め、御意見を御願いたします。

御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、ほかに御意見はないようですので、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第5号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第5号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時休憩

午後1時1分再開

○山内委員長 それでは委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任にいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については継続審査といたしました。

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、11月2日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○山内委員長 それでは委員会を再開いたします。

11月2日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月8日から10日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時5分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時6分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 山 内 佳菜子

